

1 現状

(1) 県内女性の賃金等の状況

○ 令和元年賃金構造基本統計調査(厚労省)において本県女性労働者の所定内給与額が青森県と並び全国最下位となった。

【女性の所定内給与額の推移(賃金構造基本統計調査(厚労省))】

	所定内給与額(月額) 単位(千円)					
	H30	R1	R2	R3		
全 国	247.5	251.0	251.8	253.6		
40 青 森	211.1	213.1	216.2	218.1		
41 佐 賀	211.1	210.5	216.0	217.2		
42 鹿 児 島	210.9	209.8	213.9	216.2		
43 愛 媛	208.1	209.3	212.8	214.4		
44 岩 手	207.6	205.5	211.0	214.1		
45 山 形	206.6	205.0	210.8	212.9		
46 秋 田	204.0	204.0	210.4	212.2		
47 宮 崎	198.3	204.0	206.2	204.8		

(2) 本県若年女性(15歳~29歳)の転入転出の状況

	若者人口※1	転入転出者数※2	転入転出率	全国順位
R2	63,000人	▲1,741人	▲2.8%	42位
R1	63,000人	▲2,138人	▲3.4%	44位

※1「人口推計(H30)・(R1)」(総務省による日本人口(15~29歳)(各年10.1現在)

※2「住民基本台帳人口移動報告(R1)・(R2)」(総務省)によるR1・R2の転入転出数

○ 本県若年女性(15歳~29歳)の転入転出の状況を見ると、令和元年は2,138人の転出超過(転入転出率▲3.4%)と全国で4番目に高い転出率であった。

2 課題

(1) 若年女性の県内定着のために、女性の賃金向上を図る必要がある。

(2) 県内に女子学生が希望する職種(文系:管理・営業、理系:企画開発・研究開発)が不足している。女性が活躍できる(専門性を活かせる)企業があるのに女子学生に知られていない。

3 取組みの方向性 (若年女性県内就職・定着促進協議会)

I 若年女性の賃金引上げ

II 若年女性の処遇改善

III 女性が働きやすい職場環境づくり

IV 県内就職に向けた意識醸成

V 情報発信の強化

VI 企業の意識改革

4 令和3年度の取組み

I 若年女性の賃金引上げ

○賃金向上推進事業支援金(賃金アップコース)
【12,300千円(2月補正後)】
・40歳未満の女性非正規雇用労働者の時給を30円以上増額した場合、3万円/人を支給
【対象】410人 中小企業等
実績:187社、572人 17,160千円支給

II 若年女性の処遇改善

○賃金向上推進事業支援金(正社員化コース)
【15,000千円(2月補正後)】
・40歳未満の女性非正規雇用労働者を正社員に転換した場合、10万円/人を支給
【対象】150人 中小企業等
実績:88社、106人 10,600千円支給

III 女性が働きやすい職場環境づくり

○職場環境改善アドバイザーの派遣【5,933千円】
・職場環境改善アドバイザー(社会保険労務士)を企業に派遣し、女性が働きやすい職場環境改善を目指す事業者に対し助言【対象】常時雇用100人以下の企業200社
⇒支援金の活用促進、働き方改革等取組み促進

○女性が働きやすい職場環境づくりに取り組む企業の情報発信【0千円】
・HPやセミナー等で好事例を紹介。県内で横展開を図る

IV 県内就職に向けた意識醸成
V 情報発信の強化

・学校における地域の人と関わりながら地域の魅力について学ぶ機会の提供【教育庁】
・高校生、大学生、保護者に対して、魅力ある県内企業の情報発信・交流促進事業の実施【総合支庁】
・山形県就職情報サイトによる情報発信【雇用対策担当】

VI 企業の意識改革

○女性新規就業支援事業【11,070千円】
・中小企業団体中央会にコーディネーターを配置し、女性を新規に雇用する企業の掘り起こし
○女性・高齢者就業促進セミナー【227千円】
・企業向けセミナーによる女性就業促進

5 事業者・協議会の意見

・40歳以上はいるが40歳未満はいない
・コロナ禍で受注激減。1円の賃上げすら厳しい
・県の支援金があっても一時的なもの。賃上げした分は固定費として後年度も負担。

・40歳以上はいるが40歳未満はいない
・コロナ禍で雇用の維持が優先で、正社員化まで手が回らない。
・正社員化への助成は続けてほしい。

・出産・子育てで休んでも戻ってこれる環境は女性にとって安心材料である。

・山形に仕事があるということを伝えていくことが重要。
・大学1、2年生など早い時期から企業とつながる機会が必要。
・年の近い方から会社のリアルな情報を聞くことが重要。
・学生は県内企業の検索方法がわからない。
・自己分析の重要性を学ぶ機会の提供が必要。
・年の近い者どうしのつながりが重要

・企業にはいまだにアンコンシャス・バイアスがあるのでその解消が必要。
・女子学生にいろいろな職種、仕事機会をオープンにしてもらうための企業向けセミナーが必要ではないか。

・子育てが終わって比較的自由になり働く女性は40代に多い。
⇒40~49歳も対象にし、全体の賃金底上げ
・最賃引上げ額に関係なく、女性非正規の定期昇給のインセンティブを付与

・子育てが終わって比較的自由になり働く女性は40代に多い。
⇒50歳未満の正社員化を促進
・就職氷河期世代に別途加算し、正社員化を促進

・女性が働きやすい職場環境作りを継続して促進

・新規事業により、これまで実施していないところを強化

・女子学生積極採用促進のためのセミナーの実施

・女性新規就業事業・就業促進セミナーの継続実施

6 令和4年度の取組み

I 女性の賃金引上げ

○賃金向上推進事業支援金(賃金アップコース)
【15,000千円】
・50歳未満の女性非正規雇用労働者の時給を30円以上増額した場合、3万円/人を支給
【対象】500人 中小企業等+社会福祉法人
実績:R4.15時点 57人 1,710千円支給

II 女性の処遇改善

○賃金向上推進事業支援金(正社員化コース)
【40,000千円】
・50歳未満の女性非正規雇用労働者を正社員に転換した場合、10万円/人を支給【対象】300人
○就職氷河期加算
・36歳から49歳については、10万円/人を加算
【対象】100人 中小企業等+社会福祉法人
実績:R4.15時点 22人 3,600千円支給

III 女性が働きやすい職場環境づくり

○職場環境改善アドバイザーの派遣【5,933千円】
・職場環境改善アドバイザー(社会保険労務士)を企業に派遣し、女性が働きやすい職場環境改善を目指す事業者に対し助言【対象】常時雇用100人以下の企業200社

○女性が働きやすい職場環境づくりに取り組む企業の情報発信【0千円】
・HPやセミナー等で好事例を紹介。県内で横展開を図る

IV 県内就職に向けた意識醸成
V 情報発信の強化

○やまがた若者未来デザインプロジェクト【5,550千円】
・学生と県内企業の若手社員との座談会(放課後トーク)
・学生が興味を持つテーマに関するゼミ
・県内企業若手社員交流会
・女子学生積極採用促進のための企業向けセミナー
・参加学生の意識調査の実施
○女子学生向け職種図鑑の作成【5,600千円】
○女子学生を対象とした企業訪問バスツアー【465千円】

VI 企業の意識改革

・女子学生積極採用促進のための企業向けセミナー【再掲】
○女性新規就業支援事業【10,255千円】
・中小企業団体中央会にコーディネーターを配置し、女性を新規に雇用する企業の掘り起こし
○女性就業促進セミナー【207千円】
・企業向けセミナーによる女性就業促進